

2025年4月23日

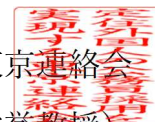
足立区長

近藤 やよい 様

## 2025年度 職員採用における国籍要件撤廃を求める要請書

定住外国人の公務員採用を実現する東京連絡会

代表 田中 宏（一橋大学誉教授）



私たちは、30年以上定住外国人の公務員採用を求め活動してきた東京の市民団体です。

さて、2023年にも、同様の趣旨の「要望書」を提出しましたが、その後の事態の変化および新たな観点から、今年も「要請書」を提出します。

つきましては、真摯にご検討いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 国籍による制限がなされている一般事務並びに土木建築等の各技術職の国籍制限を撤廃すること。
  2. 事務、技術系の外国籍者の採用ができるよう、特別区人事委員会に試験・選考方法を検討するよう要望すること。
  3. 特別区人事委員会が、国籍を問わずに募集や合否の判定や名簿の作成をおこなうように要請すること。
    - ①各区がその合格者名簿の中から、区の実情におうじて、採用すること。
    - ②職種における国籍要件撤廃が困難とする場合であっても、各職務については国籍の制限の是非を検討し部分的撤廃を含めて実施すること。
- 少なくとも前述の最高裁判決以降の2006年からの地方分権改革による移行業務について国籍の制限を見直すとともに、条例委任に関する職の国籍制限を撤廃すること。

職員採用における国籍要件の撤廃を求める特別区職員労働組合連合会への2024年11月回答では、「令和2年度から4年度にかけて検討を重ねてきたが、公務員に関する基本原

則が改められていない現状において、国籍要件削除について、23区の見解の一致を図ることは困難であったこと」とされており、外国籍者の採用を可とする団体と不可とする区が混在しています。今後、各区の独自性がより問われる中、採用の幅を広げる方策を検討すること。

4. 会計年度任用職員については上記と同様、国籍による制限をおこなわないこと。

5. 各区が採用選考している職種については国籍の制限をもうけないこと。

#### （要請の理由）

外国籍の公務員が不可とされる基準については「重要な施策に関する決定または、これに参画する」（最高裁2005年1月大法廷）とされてきています。その判決以降、10回以上行われた地方分権一括法で400件もの法改正がなされ「公園のバリアフリー化の条例委任」や「児童福祉施設の設置運営基準の条例委任」がなされました。このことにより、担当者による公権力の行使や公の意思形成の蓋然性が低くなってきています。

また、前述の最高裁判決でも「普通地方公共団体が、公務員制度を構築するにあたって公権力行使等地方公務員の職と…一体的な管理職の任用制度を構築して人事の適正な運用を図ることも、その判断によりおこなうことができる」としていることも、任用制度の工夫で国籍への拘泥をしない方向もあることをしめしています。

有識者も「方向性を決定する行政機関にある程度外国人がいた方がよい。普段から外国人と一緒にいることが当たり前の環境にしていかないと本質的な多文化共生という発想につながらない。少なくとも永住資格をもっている人はどんどん採用していいのではないか」（長谷部美佳明治学院大学准教授 2024年9月3日都政新報より）と述べています。

そのような声の高まりを受け、茨城県でも、事務職の国籍条項を撤廃する方針を示すなど、「選ばれる自治体」を目指し、国籍を開放する動きも出てきました。（朝日新聞2025年1月4日）

特別区もこれらの自治体に続くべきです。

以上